

平成27年度産業財産権制度問題調査研究 「用途発明の特許権の効力範囲を踏まえた食品の保護の在り方に関する調査研究」 企業ヒアリング結果（抄）

企業ヒアリング対象：10社（参考資料2のアンケート調査対象企業から選定）
実施期間：平成27年7月31日～8月21日

（問）機能性食品に関する研究開発のインセンティブを高めるには、栄養機能食品としての表示、特定保健用食品としての許可の取得又は機能性表示食品としての届出とは別に、特許権による保護を図ることが重要であるという見解がありますが、貴社の事業活動を前提とした場合には当該見解についてどのようにお考えでしょうか。

企業A：

機能性食品の特許権取得目的は自社製品の保護である。特にアミノ酸、有機酸等の物質自体が公知で入手・販売ともに容易なものは新規用途に価値があると判断している。しかし、用途発明が特許として認められないと、その新規用途を表示する公知物質が他社に容易に販売されてしまい、利益やR&D投資を回収するのが困難になる。

企業B：

食品に付加価値を付けている機能性について、特許で保護できればと考えている。あくまでも研究開発の成果であるので、やはり特許で保護したい。機能性食品の分野で、研究開発者のインセンティブとしても重要である。

企業C：

特許権の付与において、用途発明の新規性を認めるかという問題については、特定用途を明示しているものは、用途発明の射程圏内と考えている。そうでないものにまで及ばせると、一般食品にまで保護が及ぶ可能性があり、その場合は問題があると考えている。

商品価値としては、効果・効能をうたえるかというところが大きく、企業努力はそこに対して行われているので、インセンティブを与える対象も同じであろう。

企業D：

当社は、加工食品及び健康食品に関する製品開発、技術開発、また機能性

研究を行っており、機能性食品についても特許で保護したいと考えている。少なくとも研究開発部門は、機能性食品の新規性が認められていない現状では食品の機能性開発に対する企業努力が報われていないため、機能性食品にも一定の範囲の特許権が欲しいと考えている。

特に、今回の食品の新たな機能性表示制度により、特定保健用食品制度のような煩雑な審査を受ける必要もなく、他社が届出によって簡易に機能性表示を行えるようになるため、他社との差別化を図る上で機能性食品の特許権による保護が一層重要になっていると考えている。

企業E：

基本的に、新規物質の開発は難しいので、当社の食品関係の研究開発は、主として、食経験のある素材成分の新規用途を見付け、サプリメントとして研究開発する形で行われている。そのような事情から、用途発明については認めてほしいという要望はある。

機能性表示制度の活用の方向で考えているが、当該制度については、既に発表済みの論文などを用いることもできるので、他人に容易に使われる可能性がある。そのため、機能性食品に関する用途発明を何らかの形で保護することが必要であると考えている。最初に、研究開発し、見いだしたものに対する法的保護であれば、必ずしも特許である必要はないが、恐らく特許による保護が適切だと思う。

企業F：

我々は多くの原料素材を持っていて、それらを保護したいと考えている。保護する手段は特許権以外に考えられない。

現行制度では研究成果を直接的に請求項に結び付けられない。自社事業で取り扱う食品として権利を取りたいのだが、医薬品の請求項になってしまう。最終的に事業で利用したい権利と実際に取得する権利にギャップが生じてしまう。食品会社としては物足りないところがある。

企業G：

現状でも、しかるべき内容の発明については、「剤」クレームとして権利が認められていると考えているので、当社としては、現状の運用でもよいという考えを持っている。

食品の用途発明の審査実務において運用変更がある場合、あくまで侵害・非侵害の区別が明確になるようなものである場合に限り行ってよいものであると思われる。すなわち、現状では、（発明者の）研究開発のインセンティブ

よりはむしろ社会的影響の方を考慮すべきではないかと考えている。現状、国内外において食品の用途発明が実際に争われたという事例がないと思う。本来であれば、争いを経験し、それを踏まえた運用変更であるべきだと思う。

企業H：

当社の研究開発は水産物の機能を調べることによって行うことが多いが、数多くの水産物を取ってこられる企業は限られているので、まずはその優位性を活用する。その後、研究開発の成果を用いて早期にブランドイメージを構築し市場に広めるとというのが基本戦略だが、中には開発を断念せざるを得ない場合もある。そういったものに対し、特許権があれば別の戦略を構築できる。

企業I：

食品の用途発明を認めるのであれば、権利行使の対象は、効果効能を明記できる特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品に限定されるべきだと考える。機能表示なし、既知の食品には効力が及ぶべきではない。既知の食品とは明確に区別されるべきで、それは表示によると考える。

(問) 仮に、日本において、用途発明として機能性食品の新規性が認められる(欧州のように医療用途に限らない) ことになった場合においても、依然として日本の運用が他国と異なる状況は残りますが問題ないでしょうか。

企業1：

今回、審査基準の運用が改正され、従来認めていない用途発明が認められるようになれば、少なくとも日本だけ認めていないという状態ではなくなり、水準としては他国と合ってくるので良いことだと思う。認められる対象が国ごとに全く違うような、ハーモナイズに反したものでなければ、各国でクレーム形式が違うのはやむを得ないだろう。運用としては、欧米に合わせることを検討してもよいのでは。

企業2：

他国運用に近づくのであれば良いのではないかな。実務上、各国の相違が残るのはやむを得ないと思う。(当社は外国出願を行っていないので、いずれにせよ特に問題はない。)

企業3：

ヨーロッパの審査官からは、なぜ日本で機能性食品の議論をしているのか分からないと言われたことがある。ヨーロッパではuseクレームを使って他の分野の出願と同様に審査される。従って外国には自由に出願している。日本だけが遅れていると言っている。

企業4：

形式はどれであれ、欧米と並んで用途発明が認められることが重要。クレーム形式を各国に合わせることは通常実務で行っているため、そこは大きな問題ではない。ハーモナイズされるに越したことはないが、各国で権利が取れることが重要。日本では方法より物のクレームが求められるため、本質的には、「表示をする行為」が対象であるが、物の形で記載する事情がある。そこを問題にしない米国などとは異なるのは仕方がないのではないかと。

その他コメント**企業ア：**

（日本において、用途発明として機能性食品の新規性が認められることになった場合）出願数は、明らかに増えると思う。今の研究開発においては、剤クレームでないと取れないならやめるとか、特許にはするが製品にはしない、といったものが多い。これらが認められて、研究成果を商品にしたときに回収される見込みが立つとなると、まず研究テーマが増える。それに伴って出願も増えると思われる。

企業イ：

（日本において、用途発明として機能性食品の新規性が認められることになった場合、出願件数は）業界全体でも盛り上がり、増えるだろう。